

介護保険料の納め方

納め方は受給している年金※の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。
※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

- 保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 牛久市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

納め忘れがないように **口座振替** を利用しましょう。

口座振替が便利ね



手続き

- 1 介護保険料の **納付書**、**通帳**、**印かん（通帳届出印）** を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替のお申し込みは納期限の40日前までにお願いします。
※口座の残高をご確認ください。
残高不足で引き落としできない場合があります。

！ 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

→ **増額分を納付書で納めます。**

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね半年から1年後から天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。



特別徴収

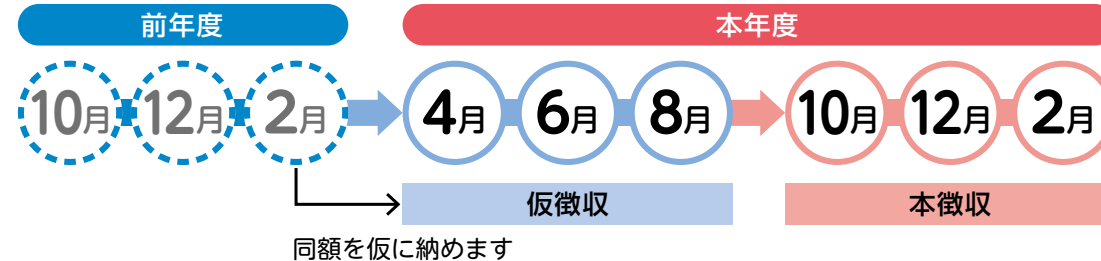
年金が年額 **18万円以上**の方

→ 年金から **【天引き】** になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね半年から1年後から保険料が天引きになります。



仮徴収・本徴収ってなに？



仮徴収（暫定賦課）

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月期と同額になります。

本徴収（本算定賦課）

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

「介護保険料特別徴収開始通知書」が送付されます

年金から天引きになる方には、牛久市から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

介護保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。
保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

- サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

サービスを利用したとき、いったん利用料の**全額**を自己負担しなければなりません。（7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。）

【1年6カ月間滞納した場合】

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市区町村から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）の**一部または全部を一時的に差し止める**などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、**差し止められた額から保険料が差し引かれる**場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

本来1～3割である自己負担割合が**3割（自己負担割合がもともと3割の方は4割）**に引き上げられたり、**高額介護サービス費等の支給が受けられなくな**ります。

令和6～8年度版 65歳以上のみなさまへ

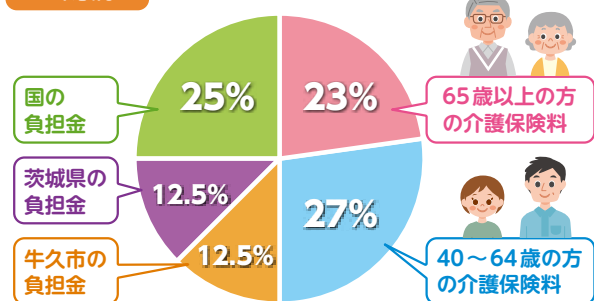
介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。



介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（税金）を財源に運営しています。



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

牛久市

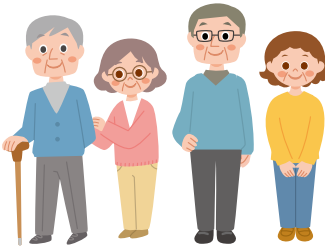


UD FONT

©(株)現代けんこう出版 無断転載・複製禁止
環境に配慮し、植物油インキを使用しています。
またユニバーサルデザインフォントを使用しています。

介護保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



保険料は基準額をもとに決まります

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

基準額の決まり方

牛久市で必要な
介護サービスの
総費用

×

65歳以上の方
の負担分 23%

÷

牛久市に住む
65歳以上の方
の人数

=

牛久市の保険料の基準額 **60,000円**(年額)

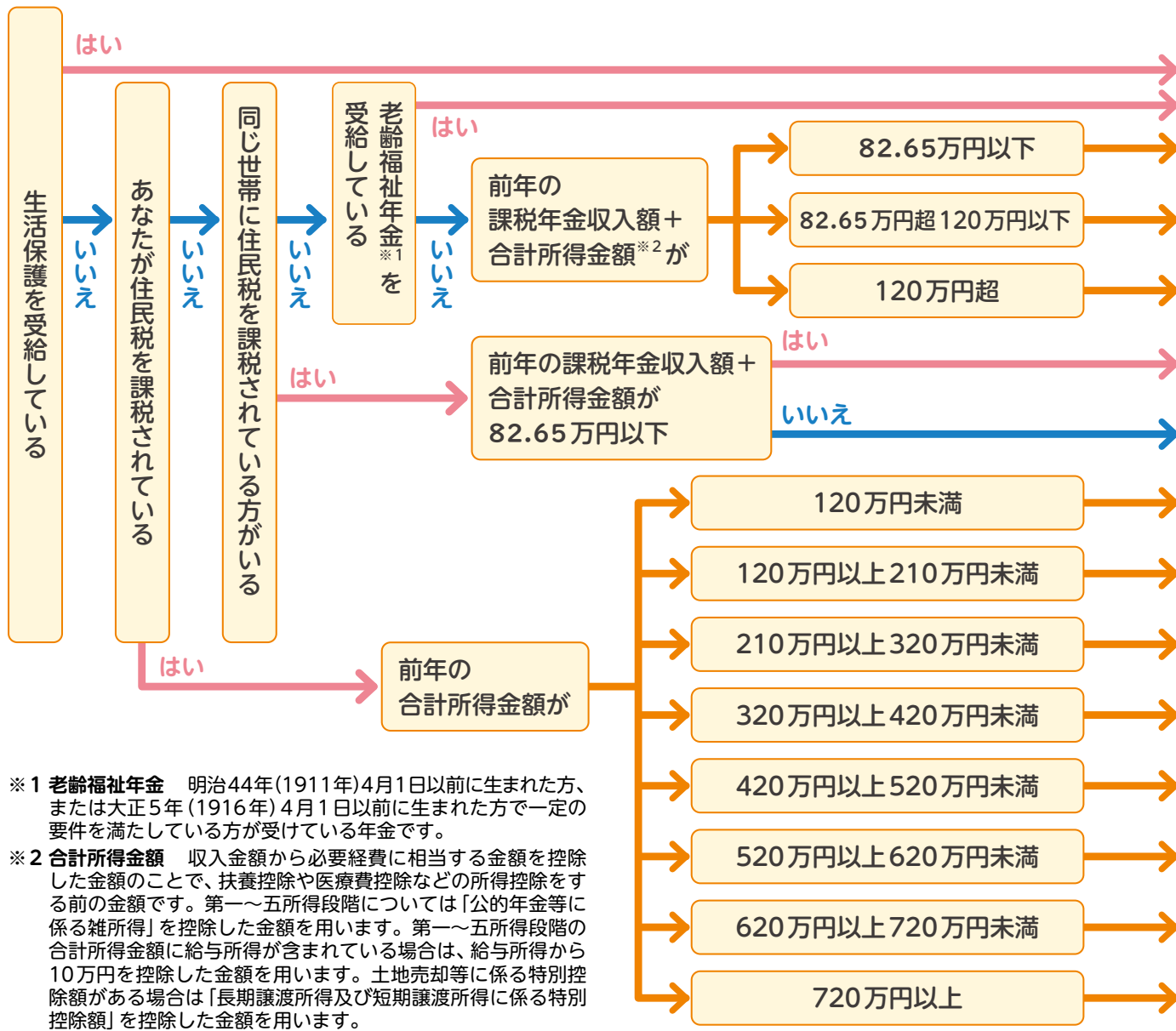
この基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

あなたの保険料を確認しておきましょう

どの保険料段階で保険料を納めるかは、世帯ごとではなく個人ごとに決まります。あなたの保険料をきちんと確認しておきましょう。



あなたの介護保険料は？



※1 **老齢福祉年金** 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 **合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第一～五所得段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第一～五所得段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●第一～三所得段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。

所得段階区分	対象となる方	基準額に対する割合	保険料(年額)
第一所得段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	0.285	17,100円
第二所得段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が	82.65万円以下の方	
第三所得段階		82.65万円超 120万円以下の方	29,100円
第四所得段階		120万円超の方	41,100円
第五所得段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	82.65万円以下の方	54,000円
第六所得段階		82.65万円超の方	60,000円
第七所得段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	72,000円
第八所得段階		120万円以上 210万円未満の方	78,000円
第九所得段階		210万円以上 320万円未満の方	90,000円
第十所得段階		320万円以上 420万円未満の方	102,000円
第十一所得段階		420万円以上 520万円未満の方	114,000円
第十二所得段階		520万円以上 620万円未満の方	126,000円
第十三所得段階		620万円以上 720万円未満の方	138,000円
		720万円以上の方	144,000円